

阿久根市森林整備変更計画

計画期間

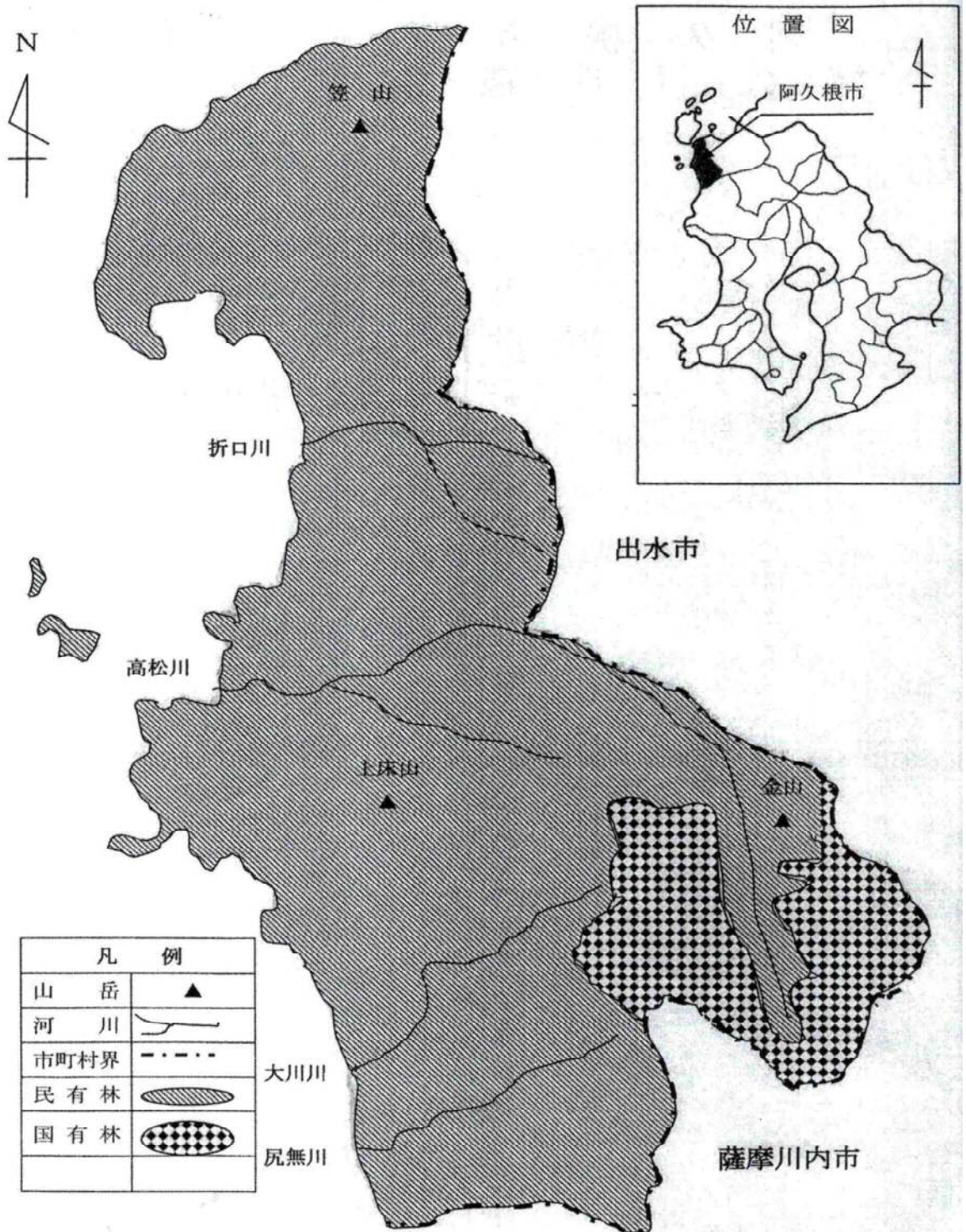
自	令和 2年	4月	1日
至	令和12年	3月	31日

(令和4年3月変更)

鹿児島県

阿久根市

阿久根市位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 1
- 2 森林整備の基本方針 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針 3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 3
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 4
- 3 その他必要な事項 4

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 5
- 2 天然更新に関する事項 6
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 8
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 . . . 8
- 5 その他必要な事項 8

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 9
- 2 保育の種類別の標準的な方法 9
- 3 その他必要な事項 10

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 11
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内に
おける施業の方法 11
- 3 その他必要な事項 14

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 24
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 24
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 24
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 24
- 5 その他必要な事項 24

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 24
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 25
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 25
- 4 その他必要な事項 25

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 25
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 26
- 3 作業路網の整備に関する事項 26
- 4 その他必要な事項 28

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 28
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 29
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 30

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 31
- 2 その他必要な事項 31

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 32
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） 32
- 3 林野火災の予防の方法 32
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 33
- 5 その他必要な事項 33

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項・ 3 3
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 3 4
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・ 3 6
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・ 3 6
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・ 3 6
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・ 3 6
- 7 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、鹿児島県の北西部に位置し、北部には丘状の小山脈が東西に走り、東南部は起伏が激しく、急斜面も多い。この山並みを水源とする高松川が市の中央を東西に貫流し、その河口付近に市街地が形成され、高松川沿いと北西部に耕地が広がっている。

本市の森林面積は、8,171ha で、総土地面積 13,429ha の 61%を占め、そのうち民有林面積が 6,723ha で、その内訳は私有林 6,041ha、市有林 663ha、県有林 19ha となっている。

そのうち、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は 3,448ha で、人工林率 51%で県平均を上回っている。

人工林のうち 4～9 齢級の間伐を必要とする林分は 1,116ha の 32%で、また 10 齢級以上の木材生産の可能な林分は 2,323ha の 67%となっている。

今後も森林の有する多面的機能の高度発揮や林業産業化の実現に向けて、適切な森林施業を実施していくことが重要である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施される人工林地帯、さらに大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成であり、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化している。

東部の鶴川内、山下地区は、以前からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われ、齢級構成も他の地区と比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

北西部の脇本地区は、ヒノキの密植造林地であり、将来ヒノキ生産林として育成していくためには、徹底した保育・間伐の作業が必要である。海岸部は、潮害及び飛砂防備等のための松林が連なっているが、松くい虫による被害が拡大している。このため、人家隣接地であることから被害木の伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止に努めている。

南部の大川地区は、地形が急峻で広葉樹林が多く残る地域であり、適正な時期における伐採を行い、ぼう芽更新により森林整備を図る必要がある。

西部の阿久根大島は、観光地等のための松林が連なっているが、松くい虫による被害が拡大している。このため、有人ヘリコプターによる薬剤散布や被害木の伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止に努めている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備

されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化、教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件及び県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図

るなど多様な森林整備や保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や風致のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。

野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

北薩流域森林・林業活性化センターを通じて、県、市、林業事業者及び森林所有者、森林管理署等が連携し、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の導入促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するために、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在森林所有者に対し、森林の施業や経営の委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲と能力のある林業事業者への施業等の長期委託を進め、森林経営の委託への転換を図ることとする。さらに、森林経営の委託等が円滑に進むよう北薩森林組合などの林業事業者による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能の発揮、平均伐採齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点での立木の伐採を促すためのものではない。

【樹種別の立木の標準伐期齢】

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	20 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性、下流域の人家等も考慮して、1か所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても20ha以下とすることが望ましい。

併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けるものとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～カまでに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効果的な循環利用を考慮して多様化及び長期化を図る。

ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

エ 森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）を確保する。

オ 伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

カ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

上記ア～カに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材の持続的かつ効率的な供給が見込まれる森林において行うこととする。

特に採算性が見込める人工林伐採跡地については、再造林を推進する。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、造林種苗需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、苗木の選定については成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イヌマキ、クヌギ、その他有用樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点」（平成16年10月鹿児島県林務水産部作成）を参考にするとともに、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	2,500 ~ 3,000	
	密仕立て	4,000	
ヒノキ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	2,500 ~ 3,000	

	密仕立て	4,000 ~ 4,500	
クヌギ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	3,000	
	密仕立て	4,000	

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	<p>地ごしらえは、原則として全刈りとし、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。</p> <p>また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえに活用し、期間を置かずに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再造林の低コスト化に努めるものとする。</p> <p>また、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。</p> <p>ただし、シカの食害のおそれがある箇所については、植栽区域の最外縁部に高さとおおむね1 m以内で枝条等を整理することができるものとする。</p>
植付けの方法	<p>植付けに当たっては、優良苗を使用し、植穴の大きさ、覆土の方法等に留意し、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。</p>
植栽の時期	<p>早春の樹木が成長を始める前を基準とし、気象や苗木の生理的条件を重視し決定する。また、コンテナ苗を利用し、植栽時期の平準化を図る。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	タブノキ, クスノキ, カシ類, シイ類等 その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ, クスノキ, カシ類, シイ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として、下表のとおりとする。

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木本数（注2）
2（1）天然更新の対象樹種	6,000本 / ha	2,000本 / ha

注) 1 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象種が立木度3以上となる本数

※ 出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会平成10年7月）第10章広葉樹人工造林の実行

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い、幼稚樹の成長の促進を図るものとする。 ただし、シカの食害のおそれのある箇所については、植栽区域の最外縁部に高さとおおむね1m以内で枝条等を整理することができるものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行う。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

ただし、伐採跡地周辺がすべて、スギ・ヒノキ人工林である場所や周辺にササ・タケ等の繁茂が激しい場所については、的確な更新が図られにくい環境なので植栽であることが望ましい。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地ごしらえを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ シカ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよ

う行うものとする。

間伐の実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」（平成18年度11月鹿児島県林務水産部作成）より一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐シミュレーション】

樹種	区 分	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	18	25	36	53	・間伐の方法について以下のとおりとする 初回：曲がり木，被圧木，被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化，配置に重点を置く。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回
	樹 高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	間 伐 率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,081	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	22	34	48		・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回
	樹 高(m)	9.5	12.6	15.7		
	間 伐 率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中，②長伐期施業，③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす，④間伐率は25～30%，⑤初回間伐前の本数は2,700本，⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植栽の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法
		1 ～ 5	6 ～ 10	11 ～ 15	16 ～ 20	
下刈	スギ・ ヒノキ	年1回				下記のとおり
つる切り			2回			
除伐			1～2回			
枝打ち			1回			

《標準的な方法》

下刈り：造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回，7～8月頃実施するが，雑草木類の繁茂が著しく造林の成長に悪影響を及ぼすような場合

(特に2年目、3年目)には、6月から9月にかけて2回刈りを行う。

つる切り：つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。

また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐：目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目：樹冠が閉鎖し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝打ち：材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行うものとする。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針」(昭和56年3月鹿児島県林務部作成)を参照するものとする。

なお、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ほう芽更新を行った林分については、ほう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

3 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害の防止に留意し、弱度の間伐率の間伐を繰り返し実施することとする。

また、上記1に定める間伐の基準に照らし、「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等については参考資料に記載する。

なお、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの(以下「要間伐森林」という。)については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法等を森林所有者に通知する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の实情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

1か所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図ることとする。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

【森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	45年	50年	40年	50年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④に掲げる土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の区域を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林、土砂流出防備保安林など法令により、山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な帯水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林、飛砂防備保安林、潮害防備保安林等、法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林、森林の立地条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、保健保安林、風致保安林、自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林、市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林、森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林、原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のために必要な森林等

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ、発揮される機能であることから、原生的な森林生態系等属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わない。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、以下のとおり定める。

- ① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林

下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等の施業を推進する。

- ② 快適環境形成機能維持増進森林

樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等の施業を推進する。

- ③ 保健文化機能維持増進森林

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した

施業を行うこととし、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①から③に掲げる森林の区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表2に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
全域	70年	80年	60年	80年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

なお、シイタケ原木用として利用するクヌギ林については、別表により定める。

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行う。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示する。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、苗木の選定については成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新やコウヨウザンの萌芽更新を行う森林など、市町村が定める場合は除く。）

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼び掛けるとともに、不在村森林所有者に対しては、阿久根市及び北薩森林組合などの林業事業者がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(2) その他

特になし

【別表1】

区 分		森 林 の 区 域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		10～12, 21～22, 61～65, 71, 73, 76～81, 88, 117～120, 122, 135		510.99
土地に関する災害防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害防止機能, 土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7-イ-4 11-イ-119・123 12-ウ-34・36・40・45 13-イ-38-ア・イ 46-ア・イ 15-ア-25・26 28～29・30・32 16-オ-25 カ-31・32・36 17-ア-10～12 19-エ-10・11 101-ア・イ 20-ウ-23・27・34・42 24-オ-13 38-ア-79・81 40-ア-5・6・8 46-エ-2～7・9 44～48 54-ア-18 56-ウ-14・20・43 59-イ-3・4・5・9 10・12 ウ-15・20 65-イ-52・60 ウ-19・47・63～66 68 66-イ-1～4 ウ-1・4・13・37・38・42 67-ア-11～13・15 74-ウ-16 75-イ-1～3 79-ア-1・2 81-ア-12-ア・イ	124-ア-1～5・7・9・10・12・14～16・21～24・27～29 34-ア・イ 36・55 ウ-4・6・10 エ-2・3 カ-28 126-ア-59 ウ-12・13・15・16・22 エ-6 オ-10 127-ウ-28・30 128-イ-50 ウ-21・26・27 129-ア-15・27・53～55 オ-12～16 130-ア-1・2・18・19 ウ-14・34・35 オ-22～33・54～56・59・61・62 キ-9～12・24 131-ウ-19～24・29 30-ア・イ 32～39・41・42・50～52 132-オ-96 カ-11～13	73.81

		イー 1・6 エー 9・25～28 84ーウー 21・23・26 85ーカー 11・12 86ーエー 22 87ーカー 9 ケー 2 90ーカー 4・5 キー 90・92・94～96 ケー 10・13・15 93ーアー 14・26 エー 2・24・26・32 99ーエー 45・54～58・60 103ーエー 30・31 キー 25 109ーケー 1～3 114ーイー 5 115ーカー 1 117ーアー 24 ウー 4 120ーイー 4・5・12 123ーアー 1～11・27 イー 10・16・18・22・ 23 エー 4・6～8・ 10・12・ 13・15・16 63～69 カー 4～8・25～30 80ーア・イ 88ーア・イ 89		
	快適な環境の形成の 機能の維持増進を図 るための森林施業を 推進すべき森林	31ーアー 54～65 イー 2～11・18 35ーアー 2・4～10 47ーイー 5 93ーアー 12	134ーアー 1ーア～ウ 2ーア～ツ	38. 35

	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	31-ア-78・80・81		1.28
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、別表のとおりとする）		1～50・52～94・96～133・135 上記の林班で、樹種がスギ・ヒノキ林で土流・土崩の保安林指定以外、		5,957.68
特に効率的な施業が可能な森林			117	110.67

■当該（クヌギ林）該当林小班

シイタケ原木用として利用するクヌギ林について、以下のとおりとする。

林小班				面積 (h a)	林小班				面積 (h a)	林小班				面積 (h a)
林班	準林班	小班	枝番		林班	準林班	小班	枝番		林班	準林班	小班	枝番	
2	エ	1		0.15	135	ウ	1	タ	0.55					
7	イ	54		1.27	135	ウ	1	チ	0.60					
19	ア	1		0.14	135	ウ	1	ツ	0.63					
29	イ	54		0.20	135	ウ	1	テ	0.64					
36	ア	1		0.05	135	ウ	1	ナ	0.71					
75	イ	1		0.06	135	ウ	1	ノ	0.96					
93	エ	1		1.31	135	ウ	1	ホ	1.37					
99	エ	54		0.03	135	ウ	1	ミ	1.57					
115	カ	1		0.05	135	ウ	1	ヤ	1.99					
122	キ	1		0.22	135	ウ	1	ラ	2.37					
130	ア	1		0.02	135	ウ	1	ル	2.85					
135	ウ	1	イ	0.05	135	ウ	1	ロ	3.71					
135	ウ	1	ウ	0.12	135	ウ	1	A	5.16					
135	ウ	1	エ	0.13										
135	ウ	1	オ	0.13										
135	ウ	1	ク	0.20										
135	ウ	1	サ	0.38										
135	ウ	1	セ	0.51										
135	ウ	1	ソ	0.51										
							計		28.64					

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 * 1	10～12, 21～22, 61～65, 71, 73, 76～81, 88, 117～120, 122, 135 のうち別表 3 以外	50.57
	長伐期施業を推進すべき森林 * 2 (長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域については, 本(市又は町)においては, 主伐の時期を標準伐期齢の 2 倍から 10 年を減じた林齢以上とする。)	別表 3 のとおり	353.99
土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 * 3	別表 1 の土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域と同じ	80.22
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) * 4		28.08
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 * 5	該当なし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

* 1 伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については, 第 4 の 1 (1) イに示す伐期齢 (標準伐期齢に 10 年を加えた林齢) 以上の林齢とする。

* 2 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において, 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については, 標準伐期齢の 2 倍から 10 年を減じた林齢以上の林齢とする。

* 3 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については, 第 4 の 1 (2) イに示す伐期齢 (標準伐期齢の 2 倍以上に相当する林齢) 以上の林齢とする。

- * 4 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を 70% 以下とする。
- * 5 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を 30%（阿久根市森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは 40%）以下とする。

【別表3】(森林整備公社)

4-キ-15	62-ア-3	79-エ-44	117-ウ-4・5・9・10
5-ウ-6・9	62-ウ-29-イ〜エ	80-イ-72-ア	117-ウ-13〜16
5-ウ-10・12ア・イ	63-イ-17・26	82-カ-3・6-ア	117-ウ-18〜23
5-ウ-16・17	63-イ-31-ア〜キ	82-カ-80-ア・イ	117-エ-4・7〜14
5-ウ-28-ア・イ	63-イ-37-ア・イ	85-ア-1-ア・イ	117-オ-1〜5
5-ウ-29〜31	63-イ-46・51・52	85-ウ-15	117-オ-7・8・10
5-ウ-37・38	63-イ-55・63〜65	86-キ-18	117-オ-13・17・18
5-エ-20・48・50・55	63-イ-66-ア・イ	86-ク-6-ア・イ	117-オ-20・24・27
7-ウ-25-ア・イ	63-イ-70	87-ア-22-ア・イ	117-オ-28・37・38
7-ウ-50-ア・イ	64-ア-19・22・27	88-オ-9, 12	117-カ-31
11-ア-52	64-ア-28	90-オ-71-ア〜ウ	118-ア-34・35
11-ア-60-ア・イ	64-ア-42・43	90-オ-81-ア・イ	118-イ-2〜7・12
11-ア-61	64-ウ-44	98-イ-28・40	118-ウ-7〜9
11-イ-5〜7・57	66-エ-20	100-ア-6〜9	118-エ-51〜54
11-イ-65・66	68-ウ-3・4・11	100-ア-11・21	118-オ-13
12-ア-9〜11・17	68-ウ-12-ア・イ	100-イ-1・2・8・12	118-オ-30-ア・イ
12-ア-29・63	68-エ-7・10	100-ウ-1・13〜15	118-オ-32-ア・イ
12-ウ-12・29・32	68-エ-13〜16	101-イ-4-ア・イ	118-オ-33〜35
12-ウ-35・36・89	69-イ-1-ア〜コ	101-イ-5・7〜11	119-イ-1・2
18-オ-2-ア〜カ	69-オ-1・2・4・5	101-イ-15・16・19	119-ウ-6・11・12
19-オ-9-ア・イ	71-ア-5-ア〜カ	101-ウ-8〜10・19	119-エ-13-ア・イ
20-ア-72〜74	71-イ-14	101-エ-1-ア〜ウ	119-エ-14-ア〜エ
20-イ-3〜5	72-イ-42	101-オ-25-ア〜ウ	119-エ-15・17・31
20-オ-45・46	73-ア-14-ア〜ウ	102-ア-9-ア〜ウ	119-エ-34・37
38-ウ-11	73-ア-24-ア・イ	103-エ-118・121	120-エ-3・4
38-ウ-42-ア・イ	73-ア-26・27・69	104-ウ-1-ア〜ウ	121-ア-23・27
39-イ-9	74-ア-13-エ	106-ウ-3-ア・イ	121-イ-13
39-ウ-6・13・14	74-ア-35・36・39	106-ウ-4・52	121-ウ-21・22・25
42-ア-49-ア・イ	74-ウ-15・20	111-ス-24〜26	122-ケ-9
58-イ-35・46	76-ア-29-ア・イ	112-イ-6・10・26	122-コ-1
59-ウ-99・108〜110	76-ウ-17・31	112-エ-8・34・39	122-コ-12-ア〜ウ
60-ア-17・18	76-エ-1-ア〜エ	113-ア-1	122-シ-5・13〜16
60-イ-35・36	76-エ-2-ア・イ	113-コ-8・9	122-シ-42
61-ア-1・2・9・10	77-イ-16-ア・イ	117-ア-1〜3・42・54	135-ア-18-ア・イ
61-ア-69・70	77-イ-26-ア・イ	117-イ-1・3・5	135-ア-19・47・51
61-イ-2〜4	77-ウ-13-ア〜エ	117-イ-13・14・16	135-ア-52〜56
61-イ-9-ア・イ	77-ウ-16・33	117-イ-18・20〜25	135-イ-11・17・19
61-ウ-24・25・27	77-オ-1-ア〜エ	117-イ-30・31〜39	

(阿久根市)

3-ア-20	31-ア-78	63-ア-35	78-カ-14-ア〜ク
3-ア-31	31-ア-80〜82	63-ア-37	78-カ-17
3-エ-23	31-イ-24	63-ア-42	78-カ-19
11-ア-62	35-ア-2	63-ア-69	80-ア-3-ア・イ
13-イ-1	35-ア-4〜9	63-ア-70	80-ア-7
13-イ-8	35-エ-67	63-イ-77-ア〜ウ	80-ア-31-ア・イ
13-イ-12	38-ア-80	63-イ-78	80-ア-48-ア〜ウ
14-イ-10〜12	39-イ-27	63-イ-79	80-ア-55
14-イ-87	39-エ-28	64-イ-36-ア〜タ	80-ア-82
14-イ-88	39-エ-29	65-ウ-34	80-イ-2-ア・イ
14-イ-90	39-エ-31	71-イ-12-ア・イ	80-イ-3
17-イ-45	40-イ-5	71-イ-13-ア・イ	80-イ-4
17-ウ-4	40-ウ-70	71-イ-15-ア〜エ	80-イ-10〜17
17-ウ-16	41-イ-12	71-イ-20〜22	80-イ-18-ア〜ウ
17-ウ-28	42-ア-1〜5	72-ウ-45	80-イ-19
17-オ-22	42-ア-7	73-ア-4	81-イ-5
17-カ-46	42-ア-10〜12	73-ア-12	81-イ-6
17-カ-50	42-ア-25〜32	73-ア-13	81-エ-6
17-カ-60	42-ア-37〜46	73-ア-23	81-エ-7
17-キ-13	45-ア-2	73-ア-46〜49	81-オ-10〜12
17-キ-14	45-ア-10-ア	73-ウ-3-ア〜エ	81-オ-13-ア・イ
17-キ-31	46-ア-17-ア・イ	73-ウ-4	82-イ-57
17-キ-65	46-ア-98	73-ウ-7〜9	86-ア-42
17-キ-102	46-ア-99	73-エ-4-ア〜ウ	86-オ-48
17-キ-108	46-ア-102	73-エ-11	86-オ-53
18-イ-9	46-ア-103-ア・イ	73-エ-22-ア〜チ	86-カ-7
18-イ-10〜17	46-イ-10	73-エ-32	86-カ-8
18-イ-63	46-イ-13〜18	73-オ-1-ア・イ	86-カ-9
19-ア-73	46-イ-23-ア・イ	74-ウ-16	87-キ-15
19-オ-11	46-イ-42	74-ウ-19	90-イ-5
21-ア-11-ア〜オ	46-ウ-6	77-ア-11	92-オ-19-ア・イ
21-ア-12-ア〜ソ	46-エ-89	77-ア-20-ア・イ	92-オ-23
21-ア-13	47-イ-5	77-エ-2	93-イ-2
21-ア-14	55-ア-18〜21	77-オ-5-ア〜オ	93-イ-3
21-ア-32-ア〜ウ	56-ウ-9	78-エ-2	93-イ-8
22-イ-1-ア・イ	58-イ-8	78-カ-10	93-イ-22
31-ア-65	62-ア-27-ア〜オ	78-カ-11	93-イ-26
93-イ-27	94-ウ-46	94-オ-34	102-ア-13

93-イ-31	94-ウ-47	94-オ-44	102-イ-8
93-イ-32	94-ウ-54	95-ア-1	102-イ-32
93-ウ-1	94-ウ-55	95-ア-2	102-イ-48
93-ウ-2	94-ウ-56	95-イ-4	102-イ-50
93-ウ-4	94-ウ-58	95-エ-1	102-イ-52
93-ウ-6	94-ウ-60~62	95-エ-3~6	102-イ-55
93-ウ-9	94-ウ-64	95-エ-9	102-イ-57
93-ウ-11~14	94-ウ-65	95-エ-12	103-キ-12
93-エ-21	94-ウ-68	95-エ-15~19	104-ア-3
93-エ-32	94-ウ-70	95-エ-21~23	104-ア-8
93-エ-69	94-ウ-74~76	95-エ-25	104-ア-13
93-エ-70	94-ウ-78	95-エ-30	104-ア-17
93-エ-72	94-ウ-79	95-エ-32	104-イ-3
94-イ-16	94-ウ-81	95-エ-33	104-イ-5
94-イ-19	94-ウ-84	95-エ-40	104-イ-11
94-イ-26	94-ウ-86	95-エ-42	104-イ-32
94-イ-36	94-ウ-88	95-オ-6	104-イ-33
94-イ-43~46	94-エ-2	95-オ-8~10	104-イ-42~44
94-イ-49	94-エ-6~8	95-オ-13	104-イ-46
94-イ-50	94-エ-10	95-オ-16	104-イ-54
94-イ-52~54	94-エ-13	95-オ-19	104-イ-58
94-イ-56~58	94-エ-20	95-オ-21	104-イ-62
94-イ-62~67	94-エ-24	95-オ-22	104-イ-65
94-イ-71	94-エ-29	95-オ-25	104-イ-67
94-イ-123	94-エ-32~34	95-オ-26	104-イ-70
94-ウ-1	94-エ-38	95-オ-30	104-イ-73
94-ウ-3	94-エ-41	95-オ-32	107-ア-2
94-ウ-6	94-エ-52	95-オ-34~37	107-イ-26
94-ウ-11	94-エ-57	95-オ-39	111-カ-7
94-ウ-12	94-オ-1	95-オ-40	111-カ-11
94-ウ-17	94-オ-4	95-オ-42~44	112-オ-82
94-ウ-20	94-オ-5	97-ア-26	117-カ-1-ア~ウ
94-ウ-24	94-オ-7	101-ウ-20	118-カ-6-ア~エ
94-ウ-25	94-オ-9	101-カ-63	118-カ-7-ア~ソ
94-ウ-27~36	94-オ-11	101-カ-71	118-カ-9-ア・イ
94-ウ-39	94-オ-20	102-ア-7	118-カ-10
94-ウ-44	94-オ-29	102-ア-10	118-カ-11
118-カ-12-ア~エ	124-ウ-10	128-エ-6	
118-カ-13-ア・イ	124-ウ-14	128-エ-15	

118-カ-14	125-イ-9	128-エ-16
119-オ-1-ア〜ソ	125-イ-10	128-エ-18
119-オ-2	125-イ-18	128-エ-19
119-オ-3-ア〜カ	125-イ-20	128-エ-24
119-オ-4	125-イ-41	129-イ-21
119-オ-5-ア〜コ	125-オ-1-ア〜テ	129-オ-36
119-オ-6	125-カ-1-ア〜ウ	129-オ-40
119-オ-7	126-ア-3〜5	129-コ-21-ア・イ
119-カ-39	126-ア-27	130-ア-20
119-カ-40	126-イ-1-ア〜ウ	130-エ-33
120-ア-12-ア〜エ	126-イ-2-ア・イ	130-エ-34
120-イ-5	126-イ-36〜41	130-カ-5
120-イ-10	126-イ-55〜58	131-キ-9-ア〜ウ
120-イ-19	126-ウ-1	131-キ-32
120-イ-28	126-ウ-6〜9	131-キ-33
120-イ-35〜37	127-ア-20	132-エ-4
120-ウ-6	127-ア-28〜33	133-エ-30
120-ウ-8	127-ア-41-ア〜ウ	133-エ-34
121-ア-16-ア〜ウ	127-イ-13	133-エ-37
121-ア-28-ア〜エ	127-イ-14	133-オ-36
121-ウ-13	127-イ-15-ア・イ	135-イ-16
121-エ-1	127-イ-17	135-ウ-1-ア〜ソ
121-エ-2	127-イ-18	135-ウ-1-A
121-エ-4	127-ウ-23	
121-エ-6	127-ウ-24	
121-エ-18-ア〜ク	127-ウ-32〜34	
122-シ-1〜3	127-エ-23	
122-シ-25	127-オ-8	
122-シ-40	127-オ-9〜14	
122-シ-41	128-ウ-1	
123-イ-20	128-ウ-12	
123-エ-1	128-ウ-13	
123-エ-2	128-ウ-14-ア・イ	
123-カ-89	128-ウ-15	
123-シ-30	128-ウ-16	
123-シ-31	128-ウ-29	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくに当たっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、市、林業事業体等が連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あっせん等を積極的に行い、意欲と能力のある林業事業体への長期の委託を進める。

また、森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業体による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに、委託を受けた林業事業体による森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺森林について森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営計画等の森林以外で森林所有者自らが経営管理を行えない森林を対象に森林経営管理制度を活用し、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目指すこととする。

森林経営管理制度の取組については、各種の森林所有者情報を参考にしながら、15年程度をめぐりして森林の現況調査や経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を作成する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた施業の方法等との整合を図り、森林整備等に取り組むこととする。

5 その他必要な事項

北薩森林組合などの林業事業体の中で「意欲と能力のある者」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコルフットィング（条件の同一化）を図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める本市において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市・林業事業体・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、林業事業者、森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、施業実施協定や森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業を実施する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

路網については、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等に資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

また、整備に当たっては、コスト縮減を図りつつ、周辺環境との調和を図ることとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、林業事業者の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所運用することとし、尾根、溪流、天然林等

の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30 ~ 40	70 ~ 210	110 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23 ~34	62 ~ 166	85 ~ 200
	架線系作業システム	23 ~ 34	2 ~ 41	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16 ~ 26	34<44> ~ 124	60<50> ~ 150
	架線系作業システム	16 ~ 26	0<4>~24	16<20>~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 ~ 15		5 ~ 15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号
阿久根市北部	484	笠山線ほか	11,800	16-1, 16-2, 16-9
阿久根市南部	60	小麦1号支線ほか	4,800	16-3 ~ 16-8

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備に当たっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針」（平成23年4月鹿児島県環境林務部作成）に基づいて行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：m 面積：h a

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字, 林 班等)	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道	脇本	脇本中央線	9,200	394		16-1	北部
開設	自動車道	林業 専用道	脇本	笠山線	1,800	80		16-2	北部
開設	自動車道	林業 専用道	大川	小麦 1号支線	800	10		16-3	南部
開設	自動車道	林業 専用道	山下	阿久根中央 1号支線	800	10		16-4	南部
開設	自動車道	林業 専用道	山下	阿久根中央 2号支線	800	10		16-5	南部
開設	自動車道	林業 専用道	鶴川内	阿久根中央 3号支線	800	10		16-6	南部
開設	自動車道	林業 専用道	鶴川内	阿久根中央 4号支線	800	10		16-7	南部
開設	自動車道	林業 専用道	鶴川内	金山 1号支線	800	10		16-8	南部
開設	自動車道	林業 専用道	脇本	脇本中央 1号支線	800	10		16-9	北部
計				9	16,600	544			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知),
「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき,
管理者を定めるとともに, 台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については, 原則として, 集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は, 間伐をはじめとする森林整備, 木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した

道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐え得るよう工夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。

また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月鹿児島県環境林務部作成）に基づいて行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあつては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

なお、施設の整備等について、下表のとおりとする。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場	79 林班	1,000 m ²	1	
山土場	135 林班	1,000 m ²	2	

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成については、本市においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

緑の雇用等をはじめとする担い手の育成に向けた国・県・市などの各般の取組により、平成 20 年以降、林業就業者の新規参入の動きが一部見られるものの、未だ十分ではなく、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。

本市では、林業就業者が減少傾向にあり、林業に従事する人材の育成を一層推進する必要がある。このため、市・林業事業体等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業体についての体質強化に向けた取組を積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業体への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また、森林所有者や一般市民等を対象に行う林業体験等への取組を通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

さらに、各種林業補助施策の導入について検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

市内では、これまで関係機関が一体となって、事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の人工林は7齢級以上が約9割を占め、森林資源が充実し利用間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。今後においては主伐期を迎える人工林も徐々に増加する傾向にあるが、現在の林家の経営規模は零細で、かつ、林道等の基盤整備も十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

また、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいは林業労働力確保支援センターがあっせんしている高性能林業機械のレンタルによる活用を推進する。

さらに現地における検討会、先進地研修における研修等を開催しオペレーターの養成も併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

区 分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック

30°)	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～ 35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35° ～	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機械等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については製材工場等が4か所あるだけで、小規模零細である。今後は、市内に建設される公共施設、一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め地元材の有効利用を目指した製材品の共同化を図る。

また、特用林産物については生産量の多いたけのこ、えのき茸等は現状の生産を維持する。木材の流通、販路施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は下表のとおりである。

【林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画】

施設の種類	現 状			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
製材工場	折 口	1,466 m ²	△ 1				現状維持
〃	赤瀬川	1,080 m ²	△ 2				〃
〃	西目	2,132 m ²	△ 3				〃
木材チップ工場	赤瀬川	6,520 m ²	△ 4				〃
えのきたけ栽培施設	鶴川内	156 t/年	△ 5				〃
〃	脇 本	100 t/年	△ 6				〃

ひらたけ栽培施設	鶴川内	30 t /年					〃
たけのこ加工施設	山 下	20 t /年					〃
〃	〃	117 t /年					〃
〃	鶴川内	2 t /年					〃
木 炭 窯	山 下	3 t /年					〃
木材チップ工場	折 口	4,211 m ²					〃

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、シカによる被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、その被害の状況や生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣防止森林区域を別表3により定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

シカによる森林被害の防止又は軽減を図るため、「第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画」(平成27年5月鹿児島県環境林務部自然保護課策定)や阿久根市鳥獣被害防止計画(令和3年3月31日策定)等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況の把握と、その結果を踏まえた捕獲や必要に応じて侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等、国や地方自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1～135	6,600.56

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、森林被害のモニタリングを推進するとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害については適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。特に松くい虫被害は、ここ数年横ばいの傾向にあるが、引き続き、被害発生の状況を見極めながら、薬剤の空中散布等の予防措置や被害木の伐倒駆除等の駆除措置などを実施し、被害拡大の防止に努めるとともに、地域住民に対する普及活動を積極的に行い、地域一体となった健全な森林育成に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

本市の阿久根大島における松くい虫被害木については、毎年駆除しているが、依然として被害が発生している。このような状況から森林病虫害等駆除事業により被害木の伐倒駆除及び薬剤の空中散布を実施することにより、被害防止に努めるとともに、健全な森林育成に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、地元行政機関、北薩北薩森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣（シカ以外）による森林被害を受けた場合は、阿久根市鳥獣被害防止計画（令和3年3月31日策定）等の鳥獣管理施策や鳥獣被害防止計画による農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や必要に応じて侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。

併せて、野生鳥獣との共存を図る観点からも、立地条件を踏まえながら、伐採跡地への広葉樹の植栽や針葉樹と広葉樹の混交林化などの森林整備を促進するとともに、林業採算性の低い森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発及び森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識、防火線、防火樹林帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、阿久根市火入れに関する条例（昭和 59 年阿久根市条例第 16 号）によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けている林分又はこれらの被害を受けやすい林分として伐採を促進すべき林分については、下表のとおりとする。

なお、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、下表に定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を市長が行うことがある。

森 林 の 所 在	伐採を促進すべき理由	備 考
脇本・折口（31 林班 アイ・35 林班 アイ） 大島（134 林班 アイ） 西目（130 林班 ア）	マツノマダラカミキリ	皆伐 天然更新

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については、下表のとおりとする。

森林の所在		森 林 の 林 種 別 面 積 (h a)						備考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大島 波留 6656-1 6656-2	134 林班 ア-1	24.76	18.87	4.79	1.10	—	—	—

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他及び施業の方法について、下表のとおりとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な森林環境の維持を図るため、単層林の一斉造林を極力避ける。やむを得ず一斉造林を行う場合は区域の風致や景観に配慮し、造林面積が過大にならないようにする。なお、更新は伐採後2年以内に完了する。 ・ぼう芽更新を行う林分については必要に応じ、ぼう芽整理を行い、後継樹の速やかな育成を図る。 ・育成天然林施業や強度の択伐を実施した林分は必要に応じてイチイガシ、イスノキ等広葉樹の樹下植栽を行う。
保育の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽を行った林分は下刈、つる切り、除伐等を適切に実施し植栽木の育成を図る。 ・複層林は上層木の枝払いを適宜実施し、林内照度の確保を図る。 ・森林保健施設の外周に面した森林は、強度の枝打ち、除間伐を実施して林内に明るい空間を設定し、利用者が森林内を自由に散策できるよう林床の整理を行う。
伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該区域において、特に森林の保健機能の維持、増進を図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を基本とする。それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で択伐以外の方法による複層林施業又は小面積かつ分散した長期伐期施業によるものとする。また、皆伐する場合であっても努めて伐区を分散するとともにサクラ等四季の色調に変化を与える樹木を保存する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・複層林の上層木は適宣受光伐を行い、林内照度を確保する。 ・3の(1)に示す森林保健施設の外周は、ヤマモモ、イロハモミジ、クチナシ、ツツジ等緑化樹も植栽を行い、周囲の森林との調和を図る。 ・法令等により、伐期齢、伐採方法について制限がある場合は、当該法令に定めるところによる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

森林保健施設の整備について、下表のとおりとする。

施 設 の 整 備
① 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設 ア 休養施設 イ レクリエーション施設（キャンプ場、遊歩道、フィールドアスレチック等） ウ 宿泊施設
② 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項 ア 森林保健施設の整備にあつては自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全、利用者の安全確保に留意した計画的な整備を行う。 イ 建築物については、周辺の森林美、景観等と調和のとれたものとする。 ウ 建築物の設置にあつては、防火施設等の安全施設、下水施設等の衛生施設及び排水施設等の保全施設の整備に配慮する。 エ 森林保健施設の保守点検等日常の管理に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高について、下表のとおりとする。

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	16 m	
ヒノキ	15 m	
広葉樹	14 m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の整備に当たっては、以下の事項に配慮する。

- ア 森林巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持、管理並びにこれらの実施体制の確立に努める。
- イ 利用者の防火意識の啓発など山火事の未然防止に努めるとともに防火体制の整備及び防火施設の設置を図る。
- ウ 安全施設の設置など利用者の安全及び交通の安全、円滑な確保に努める。
- エ 山地災害の未然防止を図るため、必要に応じ治山施設などを整備する。
- オ 自然環境の保全に配慮する。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3と共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域については、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
脇 本	1 ~ 58, 134	1,928.6
鶴川内	59 ~ 77, 88, 135	1,216.84
山 下	78 ~ 87, 89 ~ 105, 113 ~ 115	1,852.15

大 川	106 ～ 112, 116 ～ 133	1,725.52
-----	----------------------	----------

2 生活環境の整備に関する事項

地元住民や都市からのU J I ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山村地域の定住を促進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

県内有数のタケノコの産地である本市において、竹の有効活用を図るために地元のチップ工場に持ち込まれる竹材に対して、市単独の助成を行うことで農林家の所得向上並びにタケノコ生産林の整備を図る。

また、阿久根大島地区において、松くい虫の徹底駆除を行う事により夏場の海水浴場として、市内外からの受入体制を整備し地域振興に寄与する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の鶴川内地区にある市民憩いの森はクヌギ林の中に遊歩道があり市民に親しまれている。今後もこれまでどおりの整備を行い市民の憩いの場としての森づくりを図る。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

近年、都市部の住民を中心に森林づくりに直接参加しようとする気運が高まってきている。本市においても、市民ボランティア団体等から子供達の森林作業体験が行われる場合は、作業等の支援を積極的に参加することとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林環境譲与税による森林所有者に対しては市及び林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することがない森林等は該当なしである。

7 その他必要な事項

(1) 市土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

本市において、過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、治山対策において管理する。また、水源地上流の森林についての伐採は、再生林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

海岸線の潮害防備保安林については、地域の環境保全を図っていくこととし、施業方法については、保安林の指定施業要件とする。

(3) 公有林の整備に関する事項

本市は現在、人工林を中心に 682ha の森林を所有しており、その森林については、北薩森林組合などの林業事業体に、保育・間伐等の作業を委託し実施している。

市有林は、本市の財産であるとともに、民有林全体の展示林として役割も有していることから、今後も適期に適切な森林施業を実施し、森林施業の模範となるよう整備を図っていく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 森林施業共同化重点的实施地区の林道計画

特になし

(6) 放置竹林等の整備

放置竹林の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっている。拡大した放置竹林では、森林が有する水源涵養・国土保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。このようなことから、タケノコ生産林においては、「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成 30 年 3 月鹿児島県環境林務部森林経営課作成）」に基づき県単事業等を利用して整備を推進することとし、それ以外の放置竹林については、森林の公益的機能の発揮等勘案し、適正な竹林の整備、管理を行うこととする。

本市においては、放置竹林の解消及び発生防止を図り、たけのこの生産増大に資することを目的とする放置竹林解消等奨励金を交付しており、竹林所有者に手入れされず放置された竹林を竹林整備希望者に紹介し、適正な竹林整備に努める。

(7) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指示機関、北薩森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

附属資料

1 阿久根市森林整備計画概要図

- ① 市町村界
- ② 土地利用（国有林、公有林等）
- ③ 森林資源状況（人工林、人工林以外）
- ④ 公益的機能別施業森林
- ⑤ 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ⑥ 保安林配置図
- ⑦ 路網整備等推進区域
- ⑧ その他必要事項

○活動拠点施設、作業路網以外の森林の整備のために必要な施設、林産物の生産（特用林産物）

2 参考資料 統計資料等の附属資料は別紙のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総 数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	25,072	11,536	13,536	3,343	1,736	1,607	2,967	1,467	1,500	3,756	1,801	1,955	6,792	3,342	3,450	8,214	3,190	5,024
	平成22年	23,154	10,714	12,440	2,658	1,371	1,287	2,661	1,312	1,349	3,177	1,557	1,620	6,532	3,268	3,264	8,126	3,206	4,920
	平成27年	21,198	9,922	11,276	2,278	1,213	1,065	2,173	1,076	1,097	2,756	1,360	1,396	5,797	2,904	2,893	8,176	3,351	4,825
構成比 (%)	平成17年	100.0	46.0	54.0	13.3	15.0	11.9	11.8	12.7	11.1	15.0	15.6	14.4	27.1	29.0	25.5	32.8	27.7	37.1
	平成22年	100.0	46.3	53.7	11.5	12.8	10.3	11.5	12.2	10.8	13.7	14.5	13.0	28.2	30.5	26.2	35.1	29.9	39.5
	平成27年	100.0	46.8	53.2	10.7	12.2	9.4	10.3	10.8	9.7	13.0	13.7	12.4	27.3	29.3	25.7	38.6	33.8	42.8

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
 3. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

②産業部門別就業者数等

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業 うち木材・木材	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成17年	11,562	1,556	46	426	2,028	3,242	6,291	1
	平成22年	10,449	1,269	25	341	1,635	2,794	5,874	146
	平成27年	10,072	1,096	31	294	1,421	2,753	5,868	30
構成比 (%)	平成17年	100.0	13.5	0.4	3.7	18	28.0	54.4	0
	平成22年	100.0	12.1	0.2	3.3	16	26.7	56.2	1
	平成27年	100.0	10.9	0.3	2.9	14	27.3	58.3	0

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積				林野面積	その他面 積
			計	田	畑	樹園地	森林	
実数 (面積)	平成17年	13,430	676	230	264	182	7,775	4,979
	平成22年	13,430	737	243	321	173	7,932	4,761
	平成27年	13,428	639	222	260	157	8,186	4,603
構成比 (%)	平成17年	100.0	5.0	1.7	2.0	1.4	57.9	37.1
	平成22年	100.0	5.5	1.8	2.4	1.3	59.1	35.5
	平成27年	100.0	4.8	1.7	1.9	1.2	61.0	34.3

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
 4. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

所有形態	総面積		計	人工林(B)	天然林	その他	人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率					
総数	8,172	100%	7,182	4,438	2,745	989	54.3%
国有林	1,448	17.7%	1,423	985	438	25	68.0%
公有林	計	682	671	536.7	134.4	11.17	78.7%
	都道府県有林	19	16	9.2	6.5	3.13	48.9%
	市町村有林	663	655	527.5	127.9	8.04	79.5%
	財産区有林	-	-	-	-	-	-
私有林	6,041	73.9%	5,088	2,916	2,172	952.9	48.3%

- (注) 1. 国有林については、森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。
 4. 国有林には、上表のほか、林野庁所管以外の森林(〇〇ha)がある。

②在(市町村)者・不在(市町村)者別市有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数(人)	平成17年					
	平成22年	6,046	4,570	1476	933	543
	平成27年					
構成比(%)	平成17年					
	平成22年	108	75.5	32.2	20.4	11.8
	平成27年					

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
 3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

単位 面積：ha

区分	齢級別	総数	齢級										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林		6,723	16.11	18.34	22.21	108.8	76.52	109.31	113.49	329.9	672.24	1208.89	4047.13
人工林計		3,448	1.41	2.13	5.06	79.63	57.32	80.75	65.69	242.12	590.49	969.34	1354.02
主要樹別面積	スギ	1,397	1.03	0.73	2.59	31.14	20.9	56.2	52.3	161.2	324.76	282.71	463.75
	ヒノキ	1,906	-	0.84	-	7.31	6.2	14.38	5.27	72.48	259.08	672.12	868.01
	マツ	31	-	-	0.91	3.29	0.35	1.72	0.38	-	-	7.95	16.75
	クヌギ	107	0.38	0.56	0.97	35.83	27	8.45	7.74	8.44	6.65	6.56	4.59
	その他	6	-	-	0.59	2.06	2.87	-	-	-	-	-	0.92
天然林		3,275	14.7	16.21	17.15	29.17	19.2	28.56	47.8	87.78	81.75	239.55	2693.11
(備考)		スギ 21% ヒノキ 28% マツ 1% タケ類 14% 他広 35% その他 1%											

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表(令和元年度森林計画編成中の資料))を参考として記入する。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
	～1ha	-	10～20ha	-	50～100ha
1～5ha	2	20～30ha	-	100～500ha	-
5～10ha	4	30～50ha	-	500ha以上	1
				総 数	8

(注) 1. 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(7) 基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備 考
基幹路網 (国有林)	7	22.72	
うち林業専用道	-	-	
基幹路網 (民有林)	17	55.63	
うち林業専用道	-	-	

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林道専用道として計上することができる。

(4) 細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道 (国有林)	1	0.7	
森林作業道 (民有林)	-	32.5	H21～25

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り森林作業道として計上することができる。

(4) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額		(A)	59,547
内 訳	第 1 次 産 業		3,494
	うち林業	(B)	341
	第 2 次 産 業		13,266
	うち木材・木製品製造業 (C)		-
	第 3 次 産 業		42,787
B + C / A			

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

②製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全 製 造 業 (A)	99	1,723	-
うち木材・木製品製造業 (B)	2	22	-
B/A	2.02%	1.28%	

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
 2. 製造業には、林業が含まれない。
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(5) 林業関係の就業状況

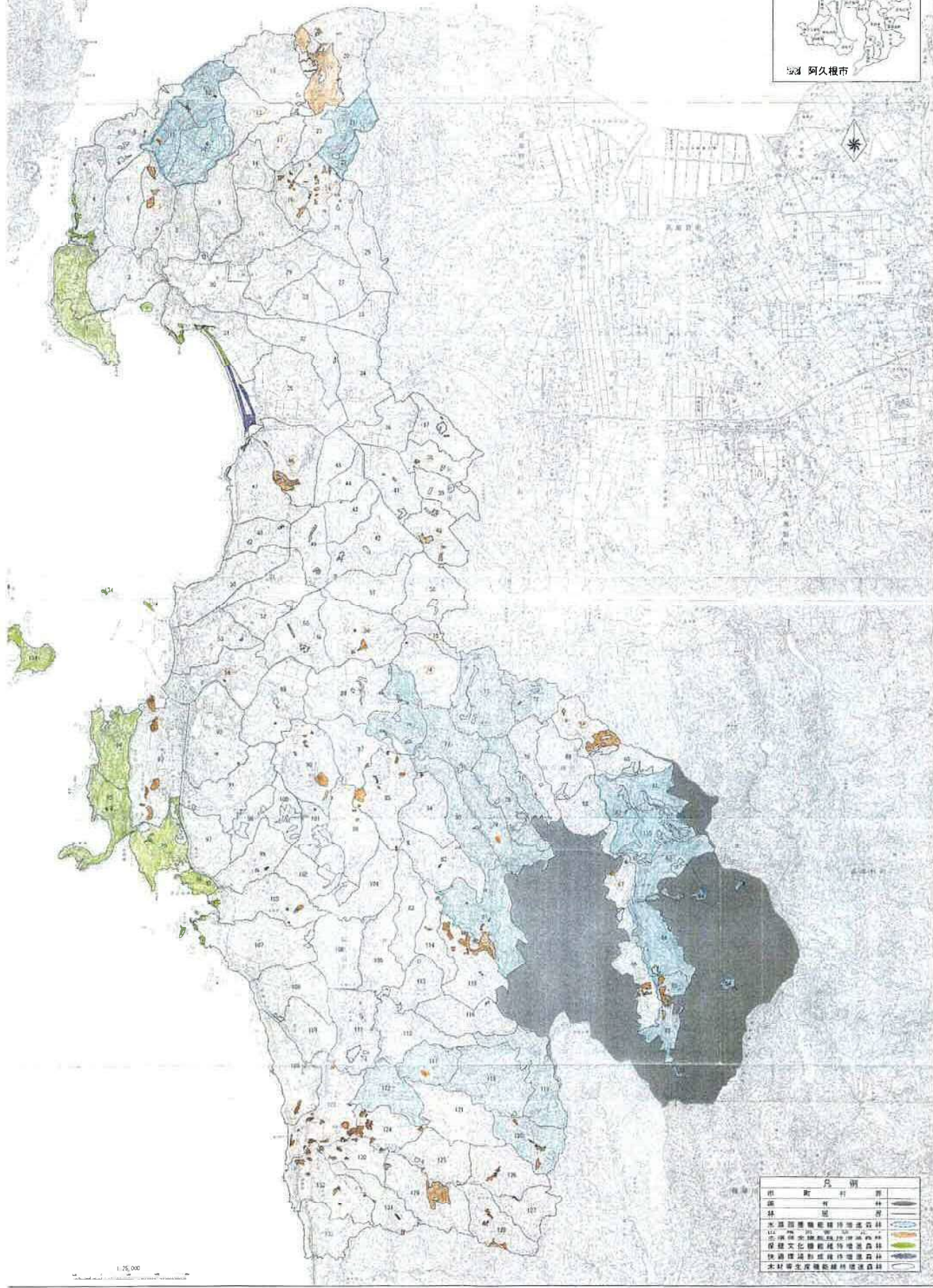
区 分	組合・事業者数	就 業 者 数		備 考
		うち		
		作業員数		
森 林 組 合	1	20	13	北薩森林組合出水支所
生 産 森 林 組 合	1	190		鶴川内里生産森林組合
素 材 生 産 業	1			
製 材 生 産 業	3	9	4	吉野木材(有)他
森 林 管 理 署	1	1		
合 計	7			

(6) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機	18		7	6	7		
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器	6			2	2		リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車	18		1	5	6		林内作業車
ホイールトラクタ	5						主として索引式集材用
動 力 枝 打 機	6			1	3		自動木登式
ト ラ ッ ク	8		3		6		主として運材用のトラック
ユニック用トラック			1	2			
油アブ式トラック				2			
グラップルクレーン	16				5		グラップル式のクレーン
グラップソー				1			
油圧ショベル				2			
フォクロード				2			
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー							伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ							索引式集材車両
プロセッサ・グラップルソー	1						枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フ ォ ー ダ							積載式集材車両
タローヤーダ	1						タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
 2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

阿久根市森林整備計画図(公益的機能別施業森林等)

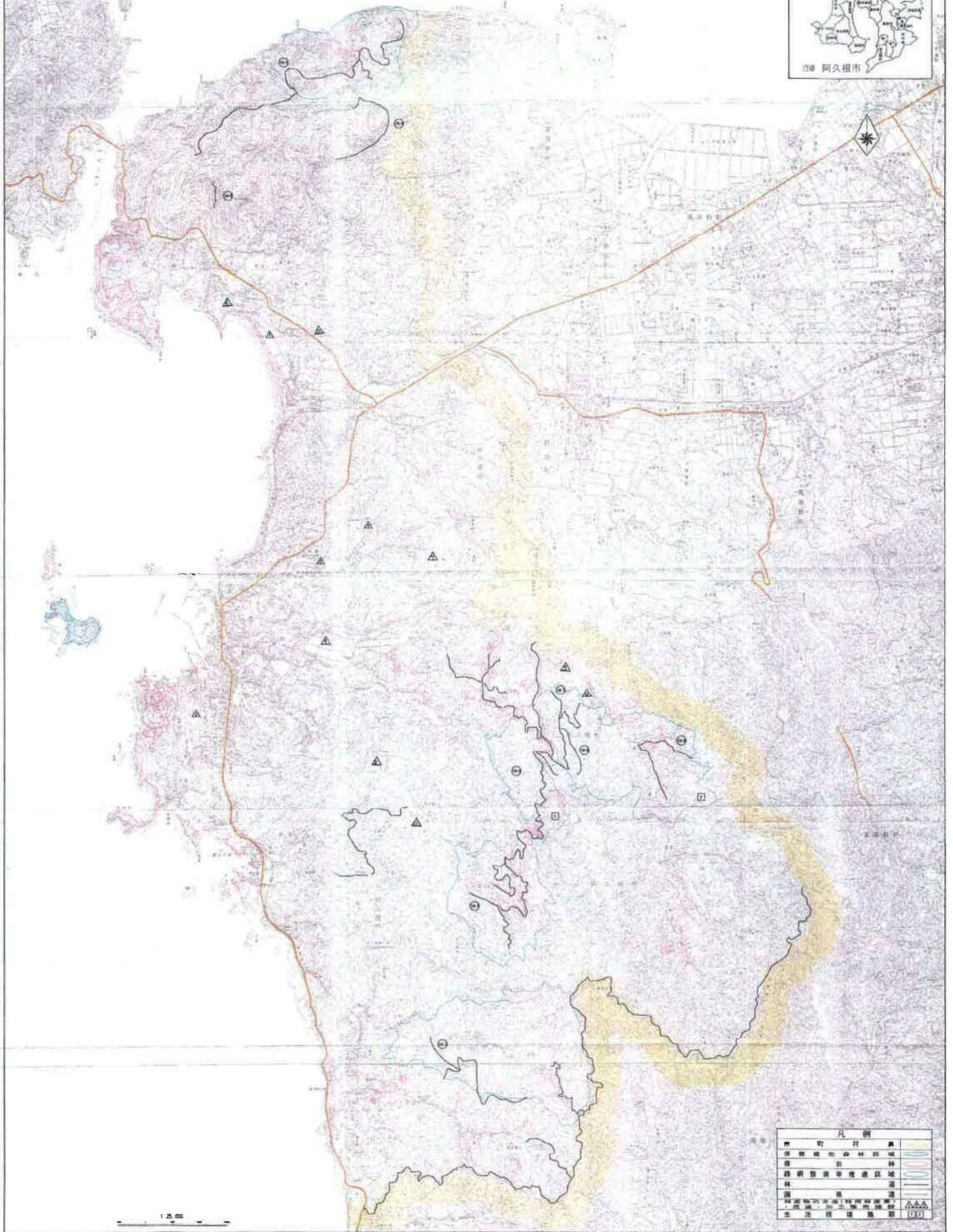
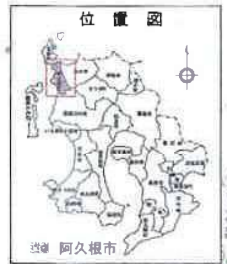


1:25,000

凡例

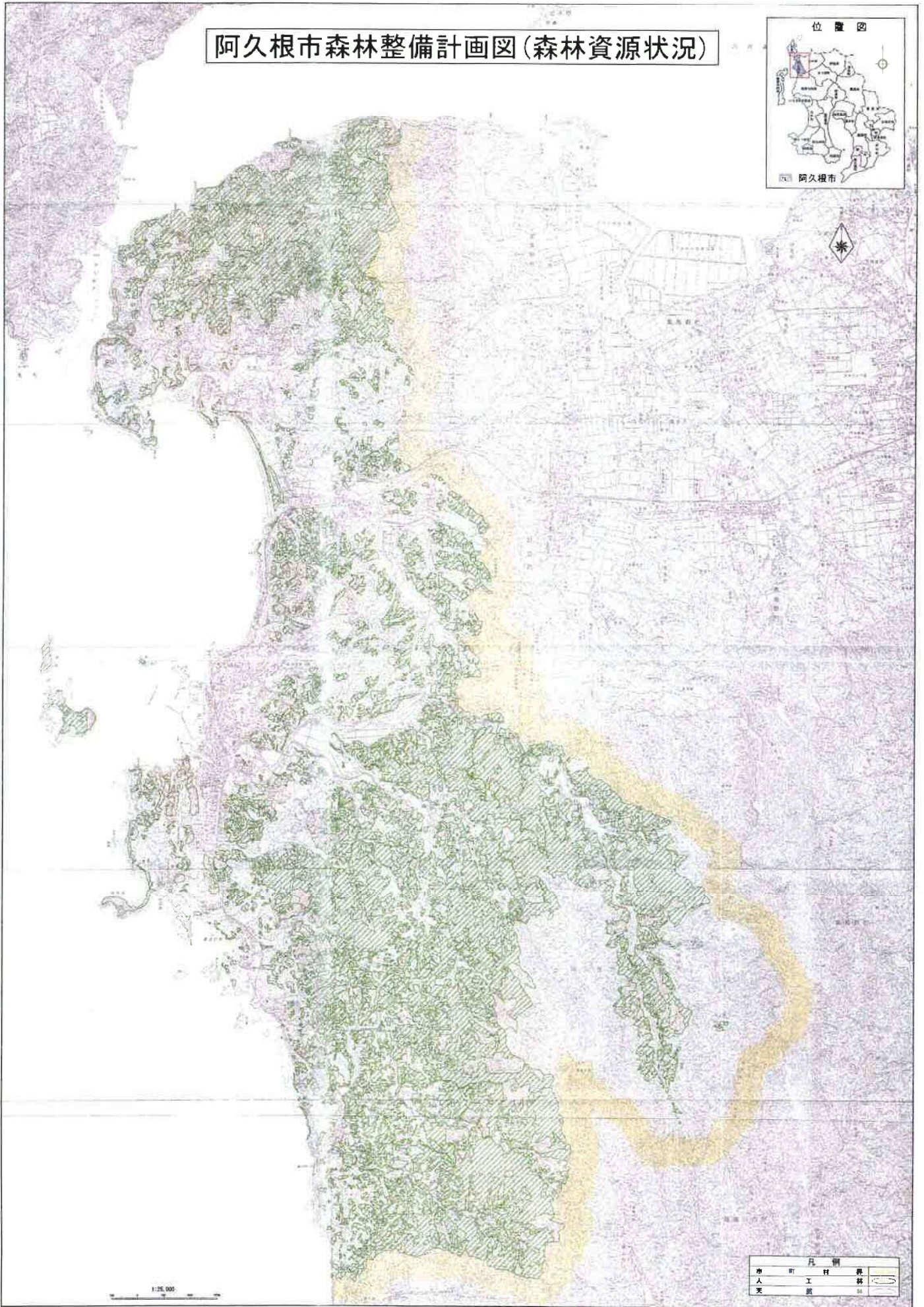
市街村界	界
市街界	市街界
村界	村界
公益的機能別施業森林	公益的機能別施業森林
造林促進施業森林	造林促進施業森林
保樹文化継承維持施業森林	保樹文化継承維持施業森林
保樹環境創成維持施業森林	保樹環境創成維持施業森林
木材生産機能維持施業森林	木材生産機能維持施業森林

阿久根市森林整備計画図(作業路網および林産物等施設)

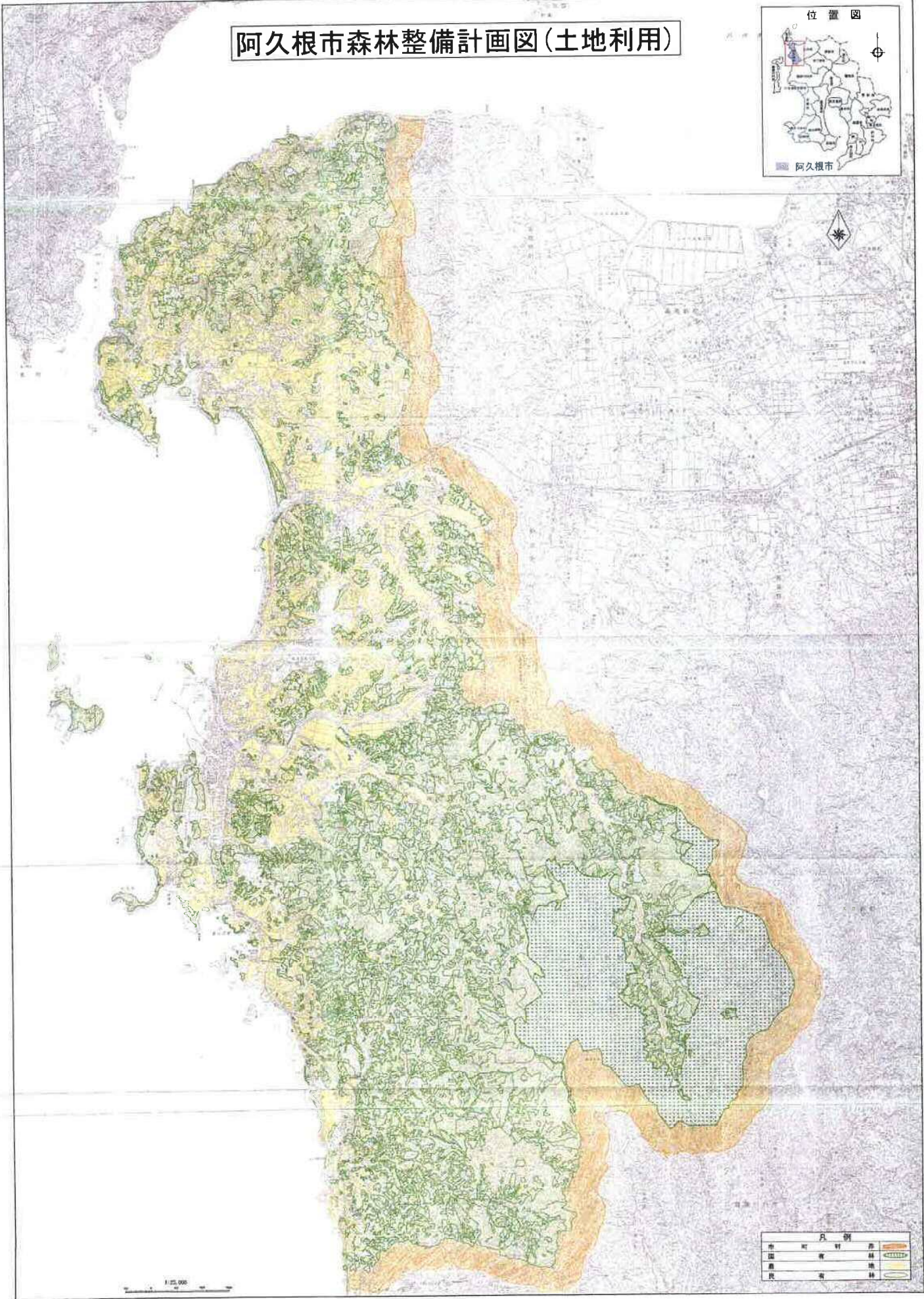


凡例	
市界	市界
町界	町界
村界	村界
森林区域	森林区域
林道	林道
林業施設	林業施設
作業路	作業路
林産物等施設	林産物等施設
生産環境施設	生産環境施設

阿久根市森林整備計画図(森林資源状況)



阿久根市森林整備計画図(土地利用)



凡例

市	町	村	界
国	道	線	界
県	道	線	界
市	界	線	界